

明治初年の出版届

藤 田 豊

1

英学史研究改題第2号に「出版文化史上の西周と柳川春三」について小見を述べたが、開成所と明治初年の再開を見て行くと興味ある種々の問題があった。その一として出版届をとりあげてみたい。蘭学から洋学へと発展する裡に書物改役の任命があり、ペルリ来日以後の安政3年2月13日幕府は蕃書調所と洋学所を改称して洋学の教場とした。同年5月17日幕府は諸人所蔵の洋書類はすべて蕃書調所で翻訳せしめ、同6月12日新規開校の洋書及び翻訳書は調所に於て検査せしめることにした。(この年西周は手塚律蔵に英語を学ぶ)文久2年5月18日蕃書調所は万延元年6月九段下から小川町に移っていたが神田一橋門外護持院ケ原(現電機大学5号館辺りから東南一帯)に移り、洋書調所と改称したのを更に開成所と改称したのは柳川春三が頭取であった文久2年8月である。そして江戸城明け渡しの前後、明治元年4月には自然閉校となった。その主要な器具、図書類は徳川藩のものとして静岡へ移されていた。この期間迄に洋書やその訳書の出版はすべて開成所で可否の許可となった。蕃書調所一開成所には専門博学の洋学者がいたから洋書やその訳書の出版を一切こゝで審査?するのは当時の考へとしては理解できる。尚、市中一般の読物草子類は明和安永以来町奉行の達しで人心を惑わすもの風紀をみだすものは発禁処分としているから、いわゆる出版検査機関は常設でなく蕃書調所の機能はその一に出版審査を取扱ったが洋書関係と云う点に特色がある。

2

江戸城受領後、新政府の担当(当時すべて京都が主権の中心で)者は明治元年4月28日書籍の私刊と売買禁止令を出し、次いで新著翻訳は官許を要すとして6月20日より草稿の

英 学 史 研 究 第 8 号

提出により出版の検閲を行うことにした。当時江戸の支配は官軍の軍政下であり、官軍は江戸城に鎮台府を置いたが7月17日から鎮将府とした。公報として日誌を発行しているがその中がないからこの検閲は京の太政官からの通達と見られる。

平和回復とその促進から6月29日昌平翼を昌平学校として開校、9月12日鎮将府は昌平学校が開成所、医学所を総理することにして三校の開校となり、開成所の頭取は江戸居住の川勝近江が総理で柳川春三が頭取りとなった。柳川は翻訳校正掛をかねたが、学校の内容は旧の通りであった。12月10日学校官職制改正、明治2年正月17日入学のための開校。2月8日新聞印行条例を發布、開板関係の規定を制定し、願出は開成所→開成学校へとなった。（地方は府・県へ）2年5月13日出版条例が出て図書、出版の検閲免許を昌平及び開成の両校に属せしめた。和漢書は昌平、洋書とその訳書は開成の分担である。6月15日3校を総合して大学校とし、柳川春三はこの月に大学少博士に任ぜられた。12月17日学制改革で大学校を単に大学とし、開成所を大学南校とした。明治4年7月18日大学を改めて文部省とし、三校は単に南校、東校と云う様になった。5年8月3日文部省にて大学・中・小の学区制の改制となる。

明治8年9月3日、去る2年5月13日の行政官達しを廃止して新しく出版条例を太政官布告で許可主義を届出主義の方針として内務省担当とした。これは昭和20年敗戦以後、マッカーサー指令で廃止迄つづくものとなった。

3

明治元年開成所再開以来、旧幕時代の担当柳川春三が再び担当に起用され、2年から開成学校で新聞の検閲・出版の免許状も発行となった。明治4年4月1日から許可済みの図書目録が毎月又は隔月に「願済み書目一覧」として刊行されたのは政府による図書目録発行の初である。

文明開花、文明開化、芬明開花等が盛んになる明治初年の出版の取扱は意外にも開成所時代の延長であり、洋書とその記述の出版扱いが、明治初年は広く一般図書を開成学校・文部省・太政官修史局（3年2月22日布告で移管）が担当したのは明白な方針と云うか欧米のこの方面の知識が欠除していたからと考えたい。「西洋事情」「学問のすゝめ」等ベストセラーが偽本出版迄に至ったので福沢諭吉は明治6年2月17日大阪府知事に偽版取締

明治初年の出版届

要望書を提出しているが、出版そのものを問題として、著作権については問題としていないのは幕府以来の出版届の普及化の故か、洋学普及にかかわらず著作権はまだ問題どころか知っていなかった。

出版許可は容易に認めたらしいが、奉書紙にて出願すると担当者部局官印の許可書が発行されている。一例として明治5年10月28日付の陸奥宗光がその父伊達自得の著述——大勢三転考 当壬甲12月中板、半紙本全部三冊と首書一要旨を述べた許可申請書がある。それに文部省用箋に「出版差許候刻成之上ハ三部納本可致事」の墨書に壬申十月二十八日 文部省印印が残っている。

申請当日に早速許可であるが、この頃納本制が行われている。これは明治5年正月13日 文部省達しで改正された出版条例から見られるものである。尚この書は出版が後れたので明治9年1月27日 内務卿大久保利通並同人 公印の版權免許之証第884号が「版權」を公認発行されている。又、版權登録之証は明治27年11月28日内務省並同印のが現存する。

内務省担当後は日本独自の出版条例が発展する。洋学発展途上の路傍の石の発展かと言うべきか。

口演時、惣郷氏より明治7年3月5日付伊東経児郎訳、和英単語篇、初編全一冊出——出版願人梅村伊兵衛とある稿本の御教示を得た。是また貴重資料である。（他の資料は省略。）

註① 引用の陸奥宗光の件の現本は中大教授稲生氏所有によるものである。

② 願濟み書目一覧は版權書目第一を参照すると大体がわかる。明治文化資料叢書第7巻にある。